

水道メーターの検針にご協力を

検針員が2ヶ月に1度、水道メーターの検針に伺います。

水道メーターの検針は、お客様がご使用になった水量を確認し、水道料金を計算する大切な作業です。検針を正確に効率よく行えるようご協力をお願いします。

- メーターボックスの上に、車や物等を置かないください。
- メーターボックスの中は、ときどき掃除しておきましょう。
- 家の増・改築の際、メーターボックスは屋外の検針しやすい場所に移設してください。なお、工事は、指定工事業業者へご依頼ください。
- 動物は、出入り口やメーターボックスから離れた所につないでください。
- メーターボックスはお客様の費用で設置された財産です。破損したり、老朽化した際は、行田市指定給水装置工事業業者に修理を依頼してください。なお、費用はお客様の負担となります。



納期限内のお支払をお願いします

水道料金のお支払いは、納入通知書に記載されている納期限内にお願いします。納入通知書に記載してある取扱金融機関並びにコンビニエンスストアでお支払いいただけます。水道料金の納入がない場合には、給水を停止する場合がありますので、ご注意ください。

水道課では便利な口座振替のご利用をおすすめしています。水道料金の領収書、通帳及び通帳にご使用の印鑑を持って納入通知書裏面に記載してある取り扱い金融機関（川口信用金庫を除く）の他、全国のゆうちょ銀行・郵便局、中央労働金庫でお申し込みください。

水道メーターの交換にご協力を

水道課では、計量法に基づき検定を受けた月から8年を経過しないよう、水道メーターの交換を実施しています。

該当するご家庭には、事前に「水道メーター交換のお知らせ」を郵送し、水道課から委託を受けた行田市水道工事業協同組合に加盟する工事店が交換に伺います。

交換作業の前には必ずお声がけいたしますが、ご不在の場合でもメーター交換をさせていただきますので、ご了承ください。

交換作業中は、受水槽を設置している場合を除き、約5～15分間断水いたします。

また、メーター交換後に最初に水道を使用されるときは、空気の混入による白い濁り水等が出る場合があります。水洗トイレ、湯沸かし器、浄水器などは「濁り水」で目詰まりを起こす恐れがありますので、お使いになる前に、これらの器具がついていない蛇口から水を出し、水がきれいになったことを確認してからお使いください。

水道の使用開始・中止は必ずご連絡を

①新たに水道の使用を開始するときは、使用する場所の住所（アパート・マンション名、部屋番号）、使用開始日、使用者氏名、連絡先の電話番号をご連絡ください。

②転居などで水道の使用を中止するときは、住所、氏名、お客様番号、使用中止日、転居先住所、連絡先の電話番号をご連絡ください。

③開始・中止の受付は、水道課窓口、もしくは、電話でできます。

また、インターネットによる電子申請をご利用いただけますと、原則24時間365日いつでも手続きが可能です。



【電子申請はこちらから】

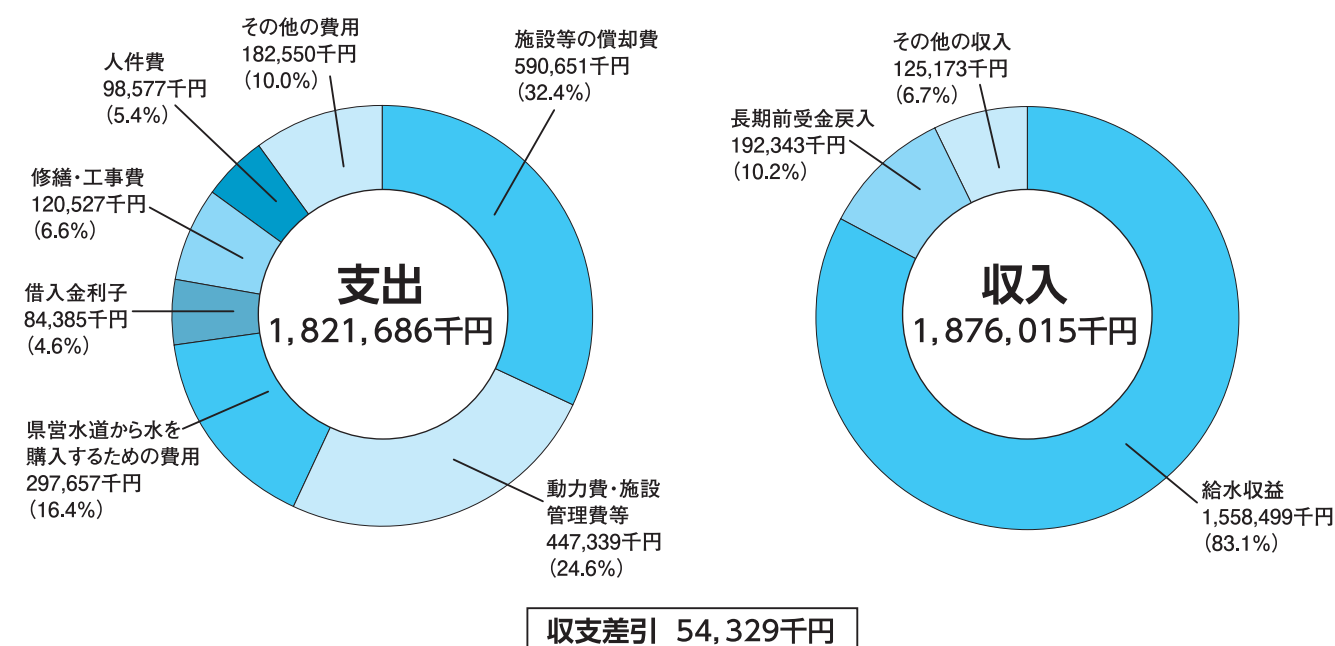
暮らしを支える水道水

水道事業の経営は、市民の皆様からお支払いいただいた水道料金収入等で経費をまかなう「独立採算制」を基本としています。

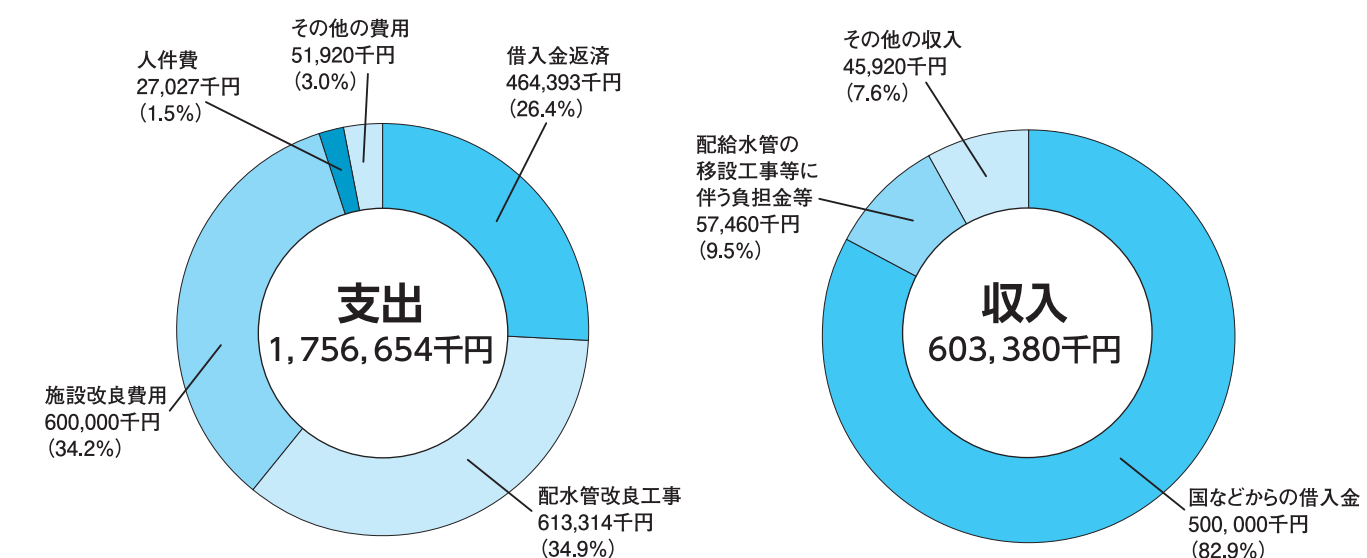
安全な水道水を安定してお届けするために、水道施設の整備を推進するとともに、老朽化した水道管を更新するための布設替工事を引き続き行ってまいります。

令和6年度予算の概要

水をお届けするための予算



施設を維持するための予算



収入が支出に対して不足する額1,153,274千円は過年度分損益勘定留保資金や建設改良積立金などで補てんします。